平成２３年（フ）第１４５号
神戸市垂水区五色山４丁目20番29号
債務者　山下　景子
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高島　　浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月27日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第３４号
函館市美原４丁目36番21号
債務者　佐藤　智子
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第４６号
函館市美原３丁目11番11―507号
債務者　秋葉由利子
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第５６号
函館市本通１丁目18番12号
債務者　菊地　京子
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第１８号
群馬県邑楽郡邑楽町大字石打891番地３　メゾン石打102
債務者　石岩　光彦
1　決定年月日時　平成23年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第２１号
岐阜県安八郡神戸町大字神戸981番地の１
債務者　今津真由美
1　決定年月日時　平成23年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第１７号
岡山県総社市井尻野784番地３　アヴェニールＡ202
債務者　若林　　幹
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第１９４号
鹿児島県霧島市霧島田口1806番地３、住民票上の住所鹿児島県霧島市霧島田口1705番地19
債務者　松元　敏哉
1　決定年月日時　平成23年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第２１７号
鹿児島県霧島市隼人町小田591番地２
債務者　田實いく子
1　決定年月日時　平成23年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第９号
鹿児島県姶良市西姶良１丁目38番Ａ302号
債務者　森　　茂木
1　決定年月日時　平成23年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第１０号
鹿児島県姶良市西姶良１丁目38番Ａ302号
債務者　森　　玲子
1　決定年月日時　平成23年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第７２４号
埼玉県春日部市南中曽根352番地　オリンピアヒルズ豊春506
債務者　長妻　康子
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第７４９号
埼玉県越谷市赤山町２丁目228番地11　あけぼのコーポ101
債務者　佐原　春美
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第７６５号
埼玉県春日部市南中曽根352番地　オリンピアヒルズ豊春506
債務者　長妻　利夫
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第７９１号
埼玉県越谷市東大沢１丁目46番地８　メゾンセピア108号
債務者　黒須　　学
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第７９２号
埼玉県越谷市東大沢１丁目46番地８　メゾンセピア108号
債務者　黒須　理恵（旧姓松原）
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第２９号
埼玉県越谷市南越谷１丁目６番62号　コーポ南越谷Ｄ―406
債務者　西澤　　聡
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係